平成２４年（フ）第２１８号
長崎県佐世保市長坂町684番地９、旧住所長崎県佐世保市白南風町20番20号　川崎アパートＦ号
債務者　川崎　梨恵
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第３３０号
青森市沖館５丁目６番13号
債務者　佐々木恵子
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３４０号
青森市柳川１丁目３番26―504号
債務者　佐々木昭彦
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２９０号
神奈川県横須賀市森崎３丁目５番Ｏ―402号
債務者　村上　武司
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１号
神奈川県逗子市久木８丁目４番25号
債務者　奥山　美香（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第６号
神奈川県横須賀市汐入町３丁目13番地　ブリージィハイツ101
債務者　門向加代子
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第４４６号
和歌山県紀の川市名手市場58番地３　ベルドミール・サダ205号
債務者　木村　善紀
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４５１号
和歌山市松江東２丁目４番６号
債務者　鶴皋　由美
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４５５号
和歌山県岩出市新田広芝150番地の９
債務者　的場紀美代
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４５６号
和歌山市福島285番地
債務者　光建築美装店こと　田井　基隆
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４５７号
和歌山市福島285番地
債務者　田井喜久子
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４５９号
和歌山市上野555―11―202号、住民票上の住所和歌山県岩出市山980番地の２　1516号
債務者　リルーチェこと　前田　　保
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４６３号
和歌山市平井89番地　ハイツコイケⅠ101号室
債務者　山下　　修
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４７１号
和歌山県紀の川市打田102番地２
債務者　山本　浩之
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４８１号
和歌山市布施屋887番地の１　プラドール布施屋Ⅱ202号
債務者　西岡　数馬
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４８３号
和歌山県岩出市西安上127番地の16
債務者　東　　弘一
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４９０号
和歌山県岩出市新田広芝217番地の43、住民票上の住所和歌山市加太1774番地の２　加太城ケ崎団地３棟３階44号
債務者　岡村　賢司
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係